

国立研究開発法人産業技術総合研究所受託技術調査規程

制定 平成19年4月1日 19規程第14号

最終改正 令和2年12月25日 令02規程第26号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が依頼に応じて受託する技術調査（以下「受託技術調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他一切の知的財産権をいう。

(受託技術調査の申請)

第3条 研究所に技術調査を委託しようとする者は、産学官契約部長が別に定める受託技術調査申請書（以下「申請書」という。）1通を研究所に提出する。ただし、申請案件が公募型の技術調査である場合は、その技術調査を公募した者が発行する採択通知書の写しを申請書に代えることができる。

(受託基準)

第4条 研究所は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、申請案件が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに該当しているときは、次条に定める条件を付して、その技術調査を受託することができる。

(受託条件)

第5条 受託技術調査の受託条件は、次のとおりとする。

- 一 研究所と委託者は、産学官契約部長が別に作成する受託技術調査契約書を標準として、受託技術調査に関する契約（以下「契約」という。）を締結すること。
 - 二 委託者は、原則として、受託技術調査に要する経費（以下「受託技術調査費」という。）の全額を受託技術調査の開始前に研究所に納付すること。
 - 三 研究所と委託者との間に別段の合意がある場合を除き、受託技術調査費により取得した設備等は、研究所の所有とすること。
- 2 前項第2号の規定は、委託者が次に定める方法により、受託技術調査の開始後に受託技術調査費を分割して研究所に納付することを研究所が認めた場合は、適用しない。
- 一 契約の締結日から60日以内に、契約を締結した年度に納付すべき受託技術調査費の100分の30以上の金額を納付すること。
 - 二 受託技術調査費から前号の金額を控除した残額については、研究所と委託者との協議に基づいて契約に定めた方法により納付すること。

(受託技術調査費)

第6条 受託技術調査費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

- 一 受託技術調査の遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）
 - 二 受託技術調査の遂行に関連して直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）
- 2 直接経費及び間接経費は、連携研究等経費算定要領（19要領第15号）の定めるところにより算定する。

（契約の自動更新）

第7条 受託技術調査が複数の年度にわたることがあらかじめ予想され、かつ、その受託技術調査の契約を会計年度ごとに更新する必要がある場合は、これを契約に定めて、研究所及び委託者双方から申し出がない限り、契約の最終年度まで契約を自動更新する。

（契約の解除等）

第8条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託技術調査を中止し、契約を解除することができる。

- 一 委託者が受託技術調査費を定められた期日までに研究所に納付しなかった場合
 - 二 天災その他やむを得ない事由により、受託技術調査の遂行が困難となった場合
- 2 研究所は、前項第2号の規定により契約を解除するときは、納付された受託技術調査費から既に支出された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還する。
- 3 研究所は、受託技術調査が天災その他やむを得ない事由により契約期間内に終了しなかったときは、その責めを負わない。

（知的財産権の帰属等）

第9条 研究所と委託者との間に別段の合意がある場合を除き、受託技術調査において、研究所の知的活動から発生した発明等に係る知的財産権は、研究所が所有する。

- 2 研究所は、国等からの受託技術調査において、研究所の知的活動から発生した発明等に係る知的財産権について、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条の規定が適用された場合は、その知的財産権を研究所に帰属させるものとする。

（終了報告）

第10条 研究所は、受託技術調査が終了したときは、契約に定める提出期限までに、産学官契約部長が別に定める受託技術調査終了報告書を委託者に提出する。

（受託技術調査結果の公表）

第11条 研究所は、受託技術調査の結果を公表する。ただし、その公表が委託者の業務に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

（適用除外）

第12条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託技術調査又は委託者に対して適用しないことができる。

- 一 受託技術調査が国、独立行政法人又は地方公共団体からの委託又は再委託である場合
- 二 その他特別な事情がある場合

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(独立行政法人産業技術総合研究所受託技術調査規則の廃止)
- 2 独立行政法人産業技術総合研究所受託技術調査規則（13規則第14号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規程の施行前に、前項の規定による廃止前の独立行政法人産業技術総合研究所受託技術調査規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた申請、受入れ、納付その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申請、受入れ、納付その他の行為とみなす。
- 4 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（22規程第107号・一部改正）

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（24規程第22号・一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。